

令和元年政令第四十九号

大学等における修学の支援に関する法律施行令

内閣は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第七条第二項第三号及び第四号、第八条第二項及び第三項、第十二条並びに第十六条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

一条 (法第七条第二項第三号の政令で定める者等) 大学等における修学の支援に関する法律(以下「法」という。)第七条第二項第三号の政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する大学等の設置者とし、同号の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

れた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第十五条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として文部科学省令で定めるところにより法第七条第一項に規定する文部科学大臣等がその大学等の設置者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。第五条において同じ。）までの間に、確認を辞退した大学等の設置者 当該確認の辞退の日 第二号に規定する期間内に確認を辞退した大学等の設置者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内にその役員であつた者 当該確認の辞退の日

	学大	区分
法立学体、地方 (平学人國立公共 成法(十人國大團		
く。)を学(夜学 除部間部		
○八五五 円○、三	年料授額の業	
○○二二 円○、八	額金入の學	

学大期短		五 百 年 法 律 第 二 条 第 一 項 に 規 定 す る 國 立 大 學 人 を い う こ の 表 に お い て 下 に 置 す る （ 短 期 大 學 設 置 公 共 體 方 公 立 人 大 學 又 立 國 人 法 は 大 團 ） 私 立 の 大 學					
学科間	学夜間	く。)除科間	学部	学夜間	く。)除部間	学部	学夜間
五一、九	○〇〇三 円〇、九	○〇〇三 円〇、六	○〇〇七 円〇、〇				○九七二 円〇、六
、八六四	○二九一 円〇、六	○〇〇一 円〇、四	○〇〇二 円〇、六				○〇一一 円〇、四

(以下この項において「生計維持者」という。)についてそれぞれ第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。)(当該授業料等減免対象者又はその生計維持者が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十五条第一項各号に掲げる又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。)を合算した額をいう。ただし、授業料等減免対象者又はその生計維持者が授業料等減免が行われる月の属する年度(当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「授業料等減免実施年度」という。)分の同法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

四項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた地方税法第三百四十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(同法第八条第十一項第四号(同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた地方税法第三百四十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額(同法第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百四十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額(同法第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百四十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額(当該授業料等減免対象者が当該授業料等減免実施年度の前年度の十二月三十一日においてその生計維持者の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合において、当該授業料等減免対象者が当該授業料等減免実施年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは、当該生計維持者については、当該合計額から十二万円を控除して得た金額)に百分の六を乗じた額

専修学校において通信による教育を受ける授業料等減免対象者に対する第一項の規定の適用について、同項第一号中「次の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、同表の中欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額」とあるのは、「一三〇、〇〇〇円を超える場合には、一三〇、〇〇〇円」と、「同表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、同表の下欄に定める額を超える場合には、同欄に定める額」とあるのは、「三〇、〇〇〇円を超える場合には、三〇、〇〇〇円」とする。

(授業料減免の期間等)

第三条 確認大学等の設置者は、次の各号に掲げる者に該当する授業料等減免対象者に対する前条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等(次号において単に「学校等」という。)の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数(法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が四十八月を超える場合は、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。次号において同じ。)過去に授業料減免を受けたことがある者のうち学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一百八条第九項、第二百二十二条又は第三十二条の規定により編入学した者その他の文部科学省令で定める者当該授業料等減免対象者がその在学する学校等の正規の修業年限を満了するためには必要な期間の月数(当該月数と当該授業料等減免対象者が過去に授業料減免を受けた期間の月数(以下この号において「過去減免期間月数」という。)とを合算した月数が七十二月を超える場合には、七十二月から当該過去減免期間月数を控除した月数)

(国の負担)

第四条 国は、法第十一条の規定により、毎年度、法第十条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。（法第十六条ただし書の政令で定める場合）

第五条 法第十六条ただし書の政令で定める場合は、法第五十五条第一項の規定による確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことを決定する日までの間又は法第十三条第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に確認大学等の設置者が確認を辞退した場合（当該確認の辞退について相当の理由がある場合を除く。）とする。

(文部科学省令への委任)

第六条 この政令に定めるもののほか、授業料等減免に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

附 則(施行期日) **附 則（令和四年八月三一日政令第二八四号）抄**

1 この政令は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

3 第一条の規定による改正後の大学等における修学の支援に関する法律施行令第二条第二項の規定は、令和四年十月以後の月分の授業料の减免及びこの政令の施行の日以後に確認大学等に入学する者の入学金の减免について適用し、同年九月以前の月分の授業料の减免及び同日前に確認大学等に入学した者の入学金の减免については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月二九日政令第九六号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。